

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた

再生利用等推進会議幹事会（第1回）

議事次第

日時：令和7年1月9日（木）
16:00～16:30
会場：中央合同庁舎第8号館
8階特別中会議室

1. 開会

2. 議事

- （1）幹事会の設置及び第一回閣僚会合について
- （2）幹事会の今後の進め方について

3. 閉会

【配付資料】

- 資料1 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議
（第1回） 会議資料・議事要旨
- 資料2 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議幹
事会の開催について
- 参考資料 関係法令・閣議決定
再生利用基準省令案の概要（未定稿）
復興再生利用に係るガイドライン案
（令和6年12月26日中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用方策検討ワー
キンググループ（第9回）資料1-4及び資料1-5）
放射性物質汚染対処特別措置法の規定に基づく放射線障害の防止に関する
技術的基準について
（令和6年10月29日第163回放射線審議会総会163-3-2号）
中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略に係る取組目標の達成
状況と今後の課題（理解醸成関係）
（令和6年12月23日コミュニケーション推進チーム第10回資料2）
再生利用関係パンフレット（除去土壌の再生利用って何ですか？）

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた
再生利用等推進会議（第１回）
議事次第

日時：令和６年１２月２０日（金）
８：１５～８：３０
会場：官邸２階小ホール

１．開会

２．議事

- （１）福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の取組状況について

３．閉会

【配付資料】

資料 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の取組状況について

参考資料 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する体制の強化について



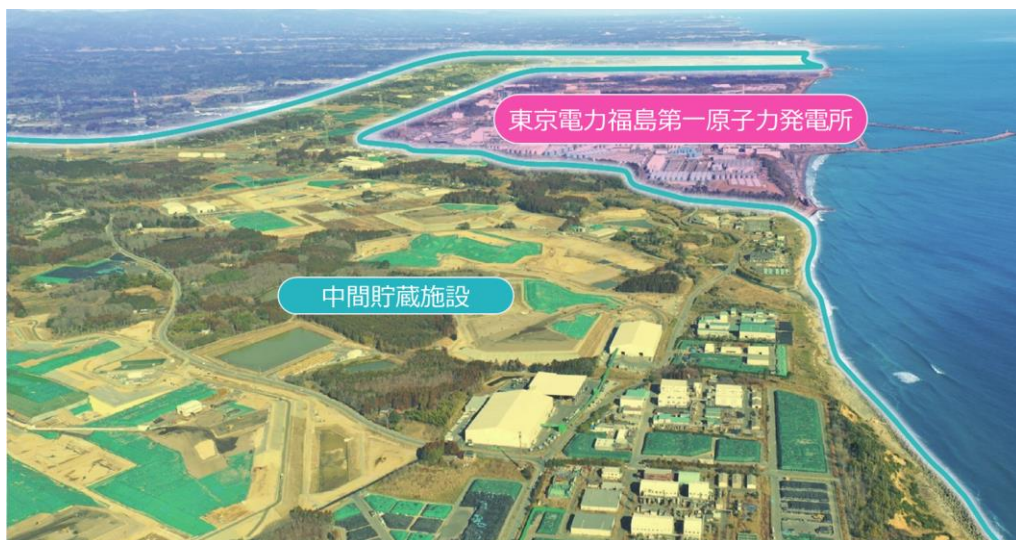
福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に 向けた再生利用等の取組状況について

令和 6 年12月20日

原発事故からの環境再生の概要

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が環境中に放出され、環境汚染が発生
- 環境省では、除染をはじめとした環境再生の取組を実施し、福島県内では大量の除去土壌が発生
- 福島県、大熊町、双葉町に受け入れていただき、中間貯蔵施設を整備
- 中間貯蔵施設は、大熊町・双葉町で約1,600haという広大な区域であり、地権者への丁寧な説明を尽くしながら、用地取得を実施
- 福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律で規定

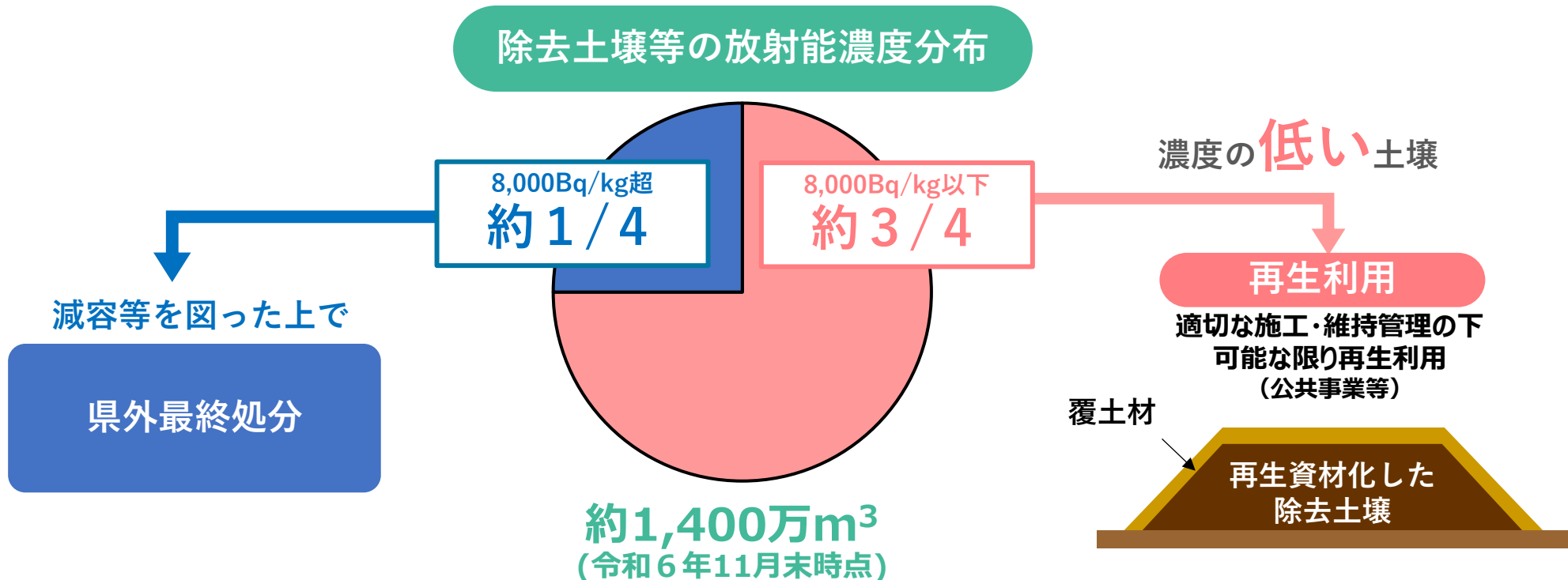
中間貯蔵施設全体



中間貯蔵施設における除去土壌の保管の様子



- 県外最終処分の実現に向けては、除去土壌の再生利用等による最終処分量の低減が鍵。
平成28年に策定した方針※に沿って、減容技術の開発、再生利用の実証事業、全国的な理解醸成等を着実に進めている。
※「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」
- 令和6年度は戦略等の目標年度であり、これまでの取組の成果や、国内外の有識者からの助言等も踏まえ、再生利用・最終処分の基準省令や、最終処分場の構造・必要面積等の複数選択肢の検討を進めている。



除去土壌の再生利用の安全性

- 除去土壌の再生利用に当たっては、放射線の国際的な安全基準として定められた公衆の追加被ばく線量限度(年間1mSv)※を踏まえ、**年間追加被ばく線量を1mSv以下**(これを満たす放射能濃度として**8,000Bq/kg以下**)とする。

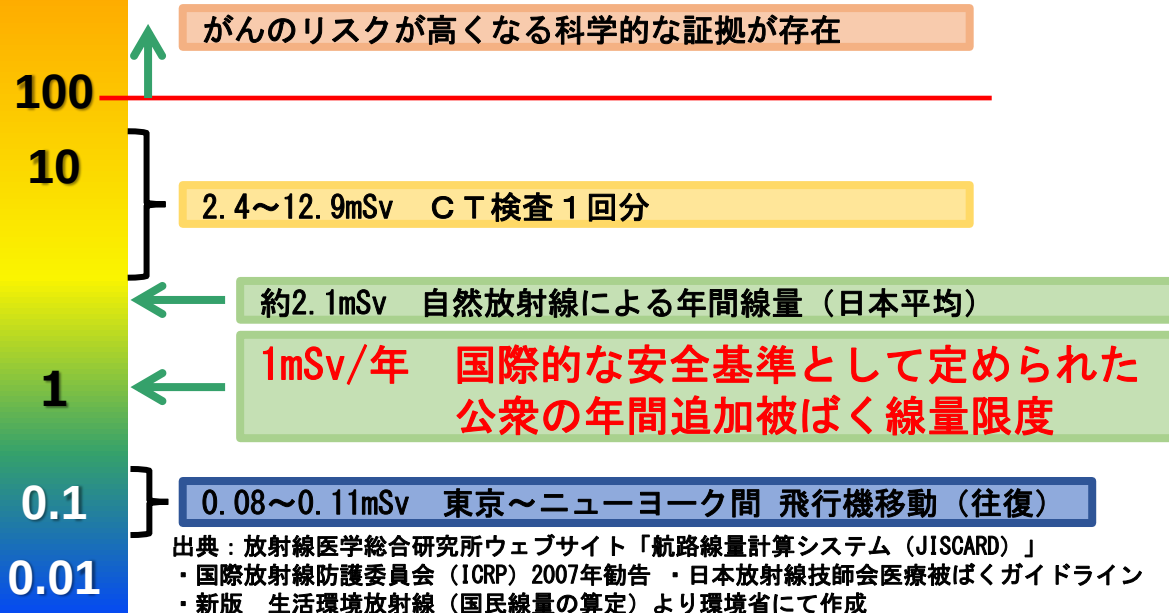
※仮に生涯にわたる被ばくが続いたとしてもリスクは十分に小さく、また、周辺住民・利用者への影響は自然界から受ける影響に比べても小さい。

- 本年9月、除去土壌の再生利用等に関するIAEA専門家会合の最終報告書が公表。報告書では、**再生利用等に係る環境省のこれまでの取組がIAEA安全基準に合致することのほか、以下の結論が示されている。**

- 年間追加被ばく線量1mSvという線量基準は、除去土壌の再生利用における適切な基準。
- 適切な管理のもとで、8,000Bq/kg以下の再生土壌を使用することにより、線量基準を十分達成することが可能。

被ばく線量の比較

mSv:ミリシーベルト



8,000Bq/kgの除去土壌による被ばく線量の算定結果



作業者
1mSv/年以下※

再生資材化した
除去土壌
8,000Bq/kg

※最も被ばく線量が高い作業者を想定
※上記に加えて、飛散流出防止のために行う覆土により、放射線の遮へい効果がある(厚さ30cmの場合は97.5%、厚さ50cmの場合は99.8%)。

福島県内における再生利用実証事業の概要

- 福島県内で実証事業を実施（飯舘村、中間貯蔵施設内等）
 - ・ 除去土壌の再生資材化の方法や除去土壌を用いて施工した盛土の安全性等を確認
 - ・ 実際に現場施工する際の課題や対応方策等を整理

◇飯舘村長泥地区での農地造成実証事業

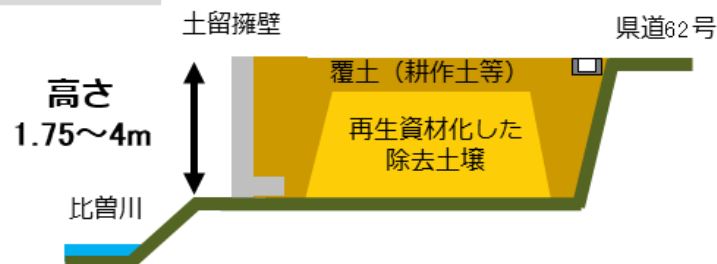


◇中間貯蔵施設内での道路盛土実証事業

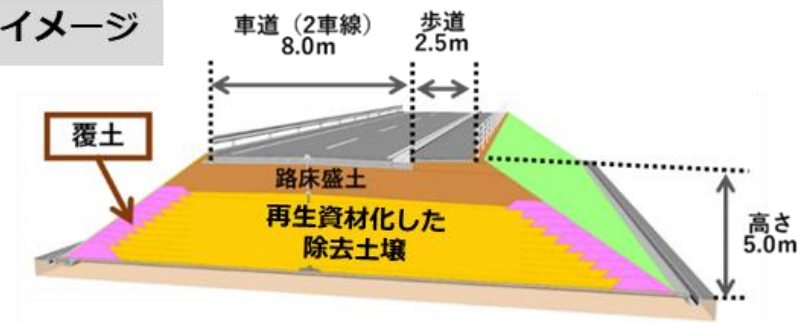


○施工着手:2022年10月 ○完成:2023年10月

農地造成イメージ



構造イメージ



○除去土壌の再生利用や最終処分に関する全国民的な理解醸成が必要不可欠。
大学生等の若い世代向けの理解醸成（大学等での講義等）、現地見学会、WEBメディアを活用した情報発信、除去土壌を用いた鉢植えの設置を始めとした各種取組を展開中。

※県外最終処分の方針についての認知度は、福島県内で約5割、福島県外で約2割。

若い世代向けの取組



大学等での講義

現場見学



福島県内市町村長

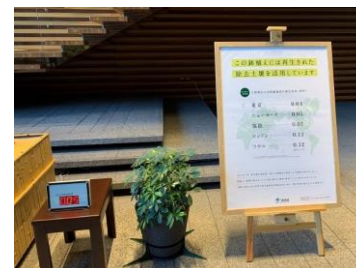
中間貯蔵施設 現地視察

WEBメディアを活用した 情報発信



WEBメディアと連携したイベント

除去土壌を用いた 鉢植えの設置



総理大臣官邸



福島、その先の環境へ。ツアー参加者

再生利用実証事業 現地視察



インフルエンサー（Youtuber）と
連携した情報発信



環境大臣室
〔2024年11月末時点で
23施設に設置済み〕

○「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する体制の強化について（令和6年12月20日 原子力災害対策本部）（抜粋）」

2. 政府の対応

（1）閣僚会議の設置

福島県内除去土壌等の2045年3月までの県外最終処分の実現に向けて、除去土壌の再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、原子力災害対策本部の下に、「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」を設置する。※

（2）基本方針の策定

（1）の閣僚会議において、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、再生利用の推進、再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション、県外最終処分に向けた取組の推進、を3本柱とした基本方針を策定する。

※内閣官房長官を議長、内閣総理大臣を除く他の全ての国務大臣を構成員とする「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」を設置

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた 再生利用等の推進に関する体制の強化について

令和6年12月20日
原子力災害対策本部

1. 基本的考え方

東京電力福島第一原子力発電所における事故に伴い放出された放射性物質による環境汚染への対処として、これまで除染等の措置等が行われてきたところ。特に、福島県内の除染等の措置に伴い生じた除去土壌や廃棄物（以下「福島県内除去土壌等」という。）については、中間貯蔵施設を整備し、安全かつ集中的に管理・保管されているが、地元の苦渋の判断により中間貯蔵施設が受け入れられたという経緯も踏まえ、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）上、「中間貯蔵開始後30年以内に福島県外での最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨が定められている。

福島の復興のためには、2045年3月までに福島県内除去土壌等の県外最終処分を実現することが必要であり、その実現に向けては、除去土壌の再生利用等の推進が重要である。再生利用先の創出等に向けて、関係省庁等の連携強化等により、政府一体となった体制整備に向けた取組を進め、具体化を推進していくべく（「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和6年3月19日閣議決定））、以下の対応を行う。

2. 政府の対応

（1）閣僚会議の設置

福島県内除去土壌等の2045年3月までの県外最終処分の実現に向けて、除去土壌の再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、原子力災害対策本部の下に、「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」を設置する。（別紙参照）

（2）基本方針の策定

（1）の閣僚会議において、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、再生利用の推進、再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション、県外最終処分に向けた取組の推進、を3本柱とした基本方針を策定する。

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた
再生利用等推進会議の設置について

令和 6 年 1 2 月 2 0 日
原子力災害対策本部

- 1 福島復興のためには、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成 15 年法律第 44 号）第 3 条第 2 項に定める福島県内除去土壌等の中間貯蔵開始後 30 年以内の県外最終処分を実現することが必要である。その実現に向けて、除去土壌の再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議（以下「会議」という。）を設置する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房長官
副議長	環境大臣
	復興大臣
構成員	内閣総理大臣を除く他の全ての国務大臣
- 3 会議の庶務は、内閣府の助けを得て、環境省及び復興庁において処理する。
- 4 前各項で定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議（第１回）

議事要旨

日 時：令和６年１２月２０日（金）８：１５～８：３０

会 場：官邸２階 小ホール

出席者：林内閣官房長官、浅尾環境大臣、伊藤復興大臣、鈴木法務大臣、あべ文部科学大臣、福岡厚生労働大臣、江藤農林水産大臣、武藤経済産業大臣、中野国土交通大臣、坂井内閣府特命担当大臣、三原内閣府特命担当大臣、赤澤内閣府特命担当大臣、伊東内閣府特命担当大臣、富樫総務副大臣、宮路外務副大臣、本田防衛副大臣、岸内閣府大臣政務官、友納内閣府大臣政務官、東財務大臣政務官、佐藤内閣官房副長官、阪田内閣官房副長官補、白石環境省環境再生・資源循環局長、桜町復興庁統括官

● 冒頭、浅尾環境大臣から以下の説明があった。

- ・環境省では、除染を始めとした環境再生に取り組んできたが、福島県内では、除染により発生した土壌、いわゆる「除去土壌」が大量に発生した。
- ・除去土壌については、福島全体の復興のため、福島県、大熊町、双葉町の皆様に大変重い御決断で受け入れていただいた、中間貯蔵施設で保管している。
- ・一方で、福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後 30 年以内、すなわち 2045 年 3 月までに、福島県外で最終処分を完了するために、必要な措置を講ずることが、国の責務として法律で規定されており、また、地元との大切な約束。
- ・県外最終処分の実現に向けては、再生利用等による最終処分量の低減が重要。先月末時点で、約 1,400 万立方メートル、東京ドーム約 11 杯分に相当する除去土壌等が、中間貯蔵施設に搬入されている。このうち、約 4 分の 3 は、再生利用の対象とすることが、可能と考えている。
- ・平成 28 年に環境省が策定した方針に沿い、これまで再生利用の実証事業等に取り組んでおり、現在、国内外の有識者からの助言等も踏まえ、再生利用の基準省令等の検討を進めている。
- ・国際的な安全基準を踏まえ、年間追加被ばく線量が 1 ミリシーベルト以下となるよう、放射能濃度として、キログラム当たり 8,000 ベクレル以下の除去土壌を再生利用する。
- ・こうした基準は、本年 9 月に公表された、IAEA からの最終報告書においても、妥当であるとの評価を受けるなど、再生利用等に係る環境省のこれまでの取組が、IAEA 安全基準に合致するとの結論が示された。
- ・この「キログラム当たり 8,000 ベクレル以下」は、最も被ばく線量が高い作業者を想定して定めており、さらに、飛散流出防止のために行う覆土により、放射線の遮へい効果も期待されることで、周辺の被ばく線量は相当程度低くなる。
- ・これまで福島県において、飯舘村長泥地区での農地造成や、道路盛土等の再生利用実証事業を行ってきた。いずれの実証事業でも、周辺環境への放射線の影響や工事中の

作業者の被ばく影響について、安全性が確認されている。

- ・再生利用・県外最終処分の必要性・安全性等に関する国民の皆様の御理解も重要であり、若い世代向けの取組や、一般向けの中間貯蔵施設等の現地見学会など、様々な取組を進めている。
- ・福島復興に向け、福島県内の除去土壌等の県外最終処分を実現することが必要。その実現に向けて、本日、本閣僚会議の設置とともに、再生利用の推進等の基本方針を策定するという方針が、原子力災害対策本部により決定された。
- ・県外最終処分の課題は、日本全体で解決すべきものである。本閣僚会議を通じて、議長である林内閣官房長官の下、また、共同副議長の伊藤復興大臣とも連携しつつ、政府一体となって、県外最終処分に向けて、全力で取り組む。

● 伊藤復興大臣から、以下の発言があった。

- ・先日 12 月 14 日、総理とともに中間貯蔵施設に行き、除去土壌の保管状況と道路盛土への再生利用の実証の取組を視察した。現場に保管された除去土壌の膨大な量に大変驚いたところである。
- ・中間貯蔵施設や除去土壌を再生利用する実証事業については、いずれも、私自身が環境副大臣として携わった事業であり、除去土壌の県外最終処分に向けた取組をしっかりと進めていくと改めて決意した。
- ・福島県内で生じた除去土壌等を中間貯蔵開始後 30 年以内に県外最終処分するという国の責務を果たすことについて、福島県知事は、あと 20 年しかないという危機感をもって強く要請されている。
- ・復興庁としても、福島復興の司令塔として環境省と連携し、除去土壌の再生利用等の安全性・必要性に関する国民の理解醸成を図り、再生利用先の創出に向けて関係閣僚が一丸となって対応していく。

● 最後に、林内閣官房長官から以下の発言があった。

- ・福島の復興のためには、中間貯蔵施設に保管されている除去土壌や指定廃棄物を、30 年以内に県外において最終処分することが必要。この県外最終処分という方針は、福島県が原子力災害により、既に極めて重い負担を負っていることを踏まえたものであり、日本全体で取り組むべき課題として、法定化されたものである。
- ・その県外最終処分に向けて鍵となる、除去土壌の再生利用については、これまで、環境省が福島県内で進めてきた実証事業や、国際原子力機関からの評価・助言等により、その安全性が確認されているところである。
- ・福島の復興をしっかりと前進させるため、来年春頃までに、再生利用の推進、再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション、県外最終処分に向けた取組の推進を 3 本柱として、基本方針を取りまとめるようお願いする。
- ・また、この基本方針を着実に実行するため、来年夏頃にロードマップを取りまとめるようお願いする。特に、再生利用の推進については、浅尾環境大臣、伊藤復興大臣を中

心に、各府省庁が一丸となって、再生利用の様々な案件を創出するべく、取組を進めていただくようお願いする。

- ・「福島復興なくして、東北復興なし。東北復興なくして日本の再生なし。」との思いを、全閣僚において共有した上で、福島復興に向けた重要課題の一つである、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現のため、政府を挙げて全力で取り組む。

以上

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議幹事会
の開催について

令和6年12月20日
福島県内除去土壌等の県外
最終処分の実現に向けた再
生利用等推進会議議長決定

1. 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、関係府省庁の所管する事務を調整するため、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。
- 2 幹事会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長が必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
 - 議 長 内閣官房副長官補（内政担当）
 - 副議長 内閣官房復旧・復興支援総括官
環境省環境再生・資源循環局長
復興庁統括官
 - 構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
内閣府大臣官房長
総務省総括審議官
法務省政策立案総括審議官
財務省総括審議官
文部科学省サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官
厚生労働省総括審議官
農林水産省危機管理・政策立案総括審議官
経済産業省福島復興推進グループ長
国土交通省総合政策局長
防衛省整備計画局長
- 3 幹事会の庶務は、内閣府の助けを得て、環境省及び復興庁において処理する。
- 4 前各号に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議幹事会（第１回）
議事要旨

日時：令和７年１月９日（木）16:00～16:20

場所：中央合同庁舎８号館８階特別中会議室

出席者：

阪田 渉 内閣官房副長官補（内政担当）
長橋 和久 内閣官房復旧・復興支援総括官
白石 隆夫 環境省環境再生・資源循環局長
桜町 道雄 復興庁統括官
田中 聖也 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
西山 英将 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
松田 浩樹 内閣府官房長
恩田 馨 総務省総括審議官
上原 龍 法務省政策立案総括審議官
一松 旬 財務省大臣官房審議官 ※代理出席
坂本 修一 文部科学省サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官
宮崎 敦文 厚生労働省総括審議官
谷村 栄二 農林水産省危機管理・政策立案総括審議官
辻本 圭助 経済産業省福島復興推進グループ長
塩見 英之 国土交通省総合政策局長
青柳 肇 防衛省整備計画局長
他

１．冒頭挨拶

○長橋内閣官房復旧・復興支援総括官

・福島県内で生じた除去土壌等について、2045 年３月までに県外最終処分を実現するという方針は、法定化された国の責務。

・昨年 12 月 20 日に全閣僚を構成員とした第１回「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」が開催され、同日付けで公共事業等を所管する府省庁の局長級を構成員とする本幹事会が議長決定により設置。

・福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現のため、再生利用先の創出等に向け一丸となって、取り組んでいただきたい。

○桜町復興庁統括官

・福島県内で生じた除去土壌等を中間貯蔵開始後 30 年以内に県外最終処分するという国の責務を果たすことについて、福島県知事からは、あと 20 年しかないという危機感をもって強く要請されているところ。

- ・昨年 12 月 20 日に開催された推進会議における長官指示を踏まえ、今年の春頃までに基本方針を取りまとめ、今年夏頃には、除去土壌の再生利用に係るロードマップをとりまとめる必要があると考えている。

- ・復興庁としても、福島復興の司令塔として環境省をはじめとする府省庁と連携し、除去土壌の再生利用等の安全性・必要性に関する国民の理解醸成をはかり、再生利用先の創出に向けて尽力してまいりたい。

2. 議事（白石環境省環境再生・資源循環局長より説明）

（１）幹事会の設置及び第１回閣僚会合について

- ・昨年 12 月 20 日に行われた第１回「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」の結果について報告があった。

- ・幹事会の運営方針について説明があった。

（２）幹事会の今後の進め方について

- ・幹事会の今後の開催方針について説明があった。

3. 閉会挨拶

○阪田内閣官房副長官補

- ・再生利用の実現に向けては、環境省の検討内容も踏まえつつ、今年夏頃に、除去土壌の再生利用に係る案件創出の進め方について、各府省庁においてとりまとめることが必要。

- ・「福島の復興なくして、東北の復興なし。東北の復興なくして日本の再生なし。」との思いを共有した上で、福島の復興に向けた重要課題の一つである、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現のため、各府省庁で連携しつつ、取り組んでいただきたい。

以上